令和８年（フ）第８３８号
川崎市高津区新作６丁目10番５号　コーポヨコムラ　301
債務者　寺田　政光
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１６０号
新潟県魚沼市中島11番地４　ヴィラ　ブルーローズⅠ203号
債務者　髙橋美香子
1　決定年月日時　令和８年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第３３６号
岡山県倉敷市昭和１丁目３番８号　プリマヴェーラ昭和101
債務者　濱中　信行
1　決定年月日時　令和８年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

令和８年（フ）第１７８０号
札幌市中央区南17条西12丁目２番36―602号
債務者　高橋　隆宏
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８６３号
札幌市中央区南11条西12丁目１番37―202号
債務者　長谷見由美子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７７号
札幌市北区北13条西３丁目２番１―807号
債務者　中野　忠則
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８７８号
札幌市北区北13条西３丁目２番１―807号
債務者　中野　博子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１８９４号
札幌市豊平区平岸４条９丁目９番18―105号
債務者　加藤　沙苗
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９０６号
札幌市北区百合が原１丁目５番３号　コーポロイヤル202号
債務者　山本　修吾
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９１０号
札幌市厚別区厚別町上野幌686番地43　アミュージョン・シャトー412号
債務者　北村絵梨加
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９３９号
札幌市東区北31条東１丁目６番26―308号
債務者　佐藤　　宇
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９４９号
札幌市白石区栄通17丁目６番23―206号
債務者　長谷川　司
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９５４号
北海道千歳市桂木２丁目６番18号　やさしい介護桂木
債務者　刀根智惠子
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９６３号
北海道恵庭市柏木町２丁目７番１号
債務者　筑波　　昭
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７３号
札幌市豊平区西岡２条11丁目19番３号
債務者　赤石　飛威
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９７９号
札幌市東区北32条東１丁目４番６号　セントチュリープラザ108号
債務者　吉田　絵里
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１９８１号
札幌市東区北21条東17丁目４番９―404号
債務者　犬丸　実香
1　決定年月日時　令和８年10月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部